

平成 30 年度 第 1 回 長野県社会福祉審議会

日時 平成 30 年 10 月 26 日 (金)

13:30～15:30

場所 長野県庁本館棟 3 階 特別会議室

1 開会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 説明事項

- 中島委員長 それでは議事を進めてまいります。今ほどの大月部長さんのお話を踏まえて、是非、率直な意見をお出しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。まず、会議事項(1)説明事項ア「地域福祉支援計画について」に入ります。本件は平成 30 年 3 月に当審議会に諮問され、具体的な検討は地域福祉計画専門分科会において審議を行っていただいております。本日はその中間報告をしていただきます。それではお願ひいたします。

説明事項ア 地域福祉支援計画について (中間報告) 資料 1 の説明

- 中島委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。なお、発言の際には、マイクを口元に近付けてからお願ひいたします。指名してよろしいですか。障がい分野で綿貫委員さんいかがでしょう。
- 綿貫委員 アトリエ CoCo の綿貫と申します。よろしくお願ひいたします。ここに掲げられている福祉の現状と課題が全く現実です。私たち障がいのある方一人の支援をするにあたり、8050 問題にも直面し、介護のケアマネージャー等と一緒に進めていかなければならないケースは多々あります。また、こうした課題を地域の中に具体的に落とし込んで、地域住民みんなが地域共生社会を改めて創造していかなければならない。そして、そのような課題を抱えている地域だということを、多くの県民の皆さんが気付くことが大切で、そのためにどうしたら良いのかを考えて行かなければなりません。地域全体の大きな課題だというふうに思っております。
- 中島委員長 はい、どうぞ。黒川委員さん。
- 黒川委員 黒川です。お伺いしたいのですが、この会議の年齢構成と申しますか、若い大学生の子はメンバーに含まれているのでしょうか。と申しますのも、前回の時に委

員の久保さんから「みんなでおでかけ」のパンフレットをいただきまして、信大の医学科へ持ち帰って1年生に見せたところ大変興味を持ちまして、女の子二人が病院の車椅子を借りて自分たちでやってみるといって、炎天下に信大から駅まで往復したら大変な目に遭ったと言って、こんなに大変なものかと言っていて、これから生きて社会に出ていく若い人たちが、やっぱりこういう委員会に参加しているのかどうかお伺いしたいのですが。

- 町田地域福祉課長 地域福祉計画専門分科会の委員の方の中には、学生等の若い方がいらっしゃる状況です。ただ、確かに若い方の御意見というのは非常に貴重だと思いますので、ちょっと時間は短いのですが、何らかの形でそういった御意見を頂戴する場を設けられればと思っております。
- 黒川委員 もう少しまとまりましたら、何か出張講義や出張分科会のような形で医学科の方へ来ていただければ、興味のある学生は何人もおりますので、そういう機会をいただけたら大変有り難いです。お願いしたいと思います。
- 町田地域福祉課長 はい。わかりました。またそういった機会ができるように調整させていただきたいと思います。ありがとうございました。
- 中島委員長 そのほか、いかがでしょうか。はい。どうぞ。
- 永田委員 民生委員協議会の永田と申します。今、説明いただいた事項については、全部民生委員の活動に含まれておりまして、例えば自殺問題でしたら11月に研修会を行ったり、里親制度の説明、民生委員さんも高齢化してしまっていて、学ぶということについてすごい抵抗があるというか、集中力がなくなっている部分があって、活動しにくい部分もあります。私は民生委員になって17年なのですが、この11月で任期3年間の2年目が終了いたします。若い時から受けたものですから、それなりの学習をさせていただいたりして、すべて虐待問題とか、孤独死とか、ごみ屋敷とか、動物関係とか、ここに書いてある問題、事例をこなしてきたように思います。先ほど黒川委員がおっしゃられたように年齢層の高い人ばかりだと受け止め方がまた違ってきますし、やっぱりボランティアをされている若い方たちを委員に入れられたら、また新しい意見も出てくるかと思っておりますが、その点よろしくお願いしたいです。
- 町田地域福祉課長 やはり専門委員さんだけでなく、そういった方々の御意見を頂戴する場も設けていきたいというふうに思います。ありがとうございました。
- 永田委員 よろしく願いいたします。
- 中島委員長 他にありませんでしょうか。
- 萱津委員 長野県社会福祉士会の萱津と申します。この策定委員の中には、本会の会員も入っていますが、計画項目案の所で関連施策一覧とか関係法令の所で結構なのですが、今、県と弁護士会と地方自治体のリーガルサポートと社会福祉士会と、成年後見制度利用促進法のためにいろんな市町村向けの研修をやったり、それから説明会もやったりしているのですが、なかなか市町村が中核機関の件とか、基本計画の所で自分事と感じていただけない部分があるなと思っております。未成年後見も全国では出てきていることも含めると、成年後見制度利用促進法が関係法令として県としても取り組んでいただいているので、是非、そこが地域福祉支援計画の中でも連動していけると有り難いなと思っております。長野県は全国から見ても市町村長の申立てが平均よりも少な

いです。これからもっと市町村長が申立てをしないといけない事例もたくさん出てきますので、是非、地域福祉支援計画と関係付けて、もしかしたら委員の中からも意見が出ているかもしれませんが、そのところも関係付けられるような計画にしていたら有り難いと思います。以上です。

○町田地域福祉課長 大事な御意見を頂戴したと思います。今回、委員の皆様に出した計画の項目案ですが、自由な議論をお願いするために、あえていろいろな項目を落としてお出ししてございます。私どもとすれば当然、成年後見あるいは、権利擁護、こういったものも地域福祉支援計画に重要なパーツだと思っておりますので、こういったことを含めて今後検討させていただければと思います。

○大久保委員 大久保と申します。障がいのある子の親サイドとしては、やはり共生社会と考えたときに、地域というものが一番ハードルの高いものと感じています。在学中は学校という居場所があって、デイサービスとかいろいろあるのですが、それを卒業し、いざ地域に戻っていくというときに、地域の中でどれぐらい子供たちの居場所があるのだろうと考えると、本当にすごく不安になります。地域の中で行われる行事や活動の中で、どれぐらい子供たちが参加することができるのだろうとすごく不安が大きいですので、地域福祉支援計画の中に、より具体的な内容で市町村の方に働き掛けをしていただけたらと思います。以上です。

○中島委員長 ほかにいかがでしょうか。私からですが、一つは、地域福祉計画の作成に関わってきているのですが、その5章の計画の進行管理のところですが。作った後にそのまま放置されてしまうことがあります。自治体によって名前はいろいろですがモニタリング委員会というか、推進協議会みたいなものを設けないとなかなか進みません。地元の計画作りに10年携わりましたけれど、5年ごとに改訂するのですが、4年間は何もなされず、担当者が最後の1年ぐらいで一気にやるということが目に付きました。モニタリング委員会を作ってやっているところはちゃんと回っているのですが、何らかの形で書き込んでいただきたいなと思っているところです。もう一つは、これは委員さんをお願いすることでもあるのかもしれませんが、地域共生社会を支えていくイメージをしっかりとつけていく必要があるのではないかと思います。厚生労働省の関東信越厚生局がやっている研修会があって、出たことがあるのですが、なかなかそのイメージが私自身に湧かないのです。しっかりとやっている自治体があるのかどうかわかりませんが、東松山市の障がい施策をやっていた部局の論文を読んだのですが、非常にわかりやすかったです。地域共生社会を支えるための地域包括ケアの議論を進めていただきたいということです。最後ですが、地域社会に期待をするところが大きいわけですが、そのときに行政がやること、そこをきちんと押さえていただきたいと、安易に行政責任を転嫁しないでほしいということです。そのところをしっかりと話し合うといいでしょうか、決めていただきたいと思います。

○町田地域福祉課長 最初のモニタリングですけども、やはり計画を策定することが目的ではなくて、策定した計画のとおり動くことが目的と思っていますので、そういったものができるようにしてまいりたいと思います。それから最後の地域と行政の役割ですけども、行政がみんな計画を押し付けて、地域にお願いというようになると、まず動かないということがよく皆さんがおっしゃられることなので、決してそういうこ

とのないようには地域と行政の役割をどういうふうにしていくかということも含めて、今後検討していきたいと思っています。

- 中島委員長 よろしくお願ひします。それでは、次に行きますが、よろしいでしょうか。
- 大月健康福祉部長 今、委員長がおっしゃったことは、ものすごく大事なお話だと思うのですが、安易に行政の責任を転嫁しないと、ただ一方でやはり人口減少社会が急速に進む中で、どうしても地域でそこに暮らす皆さんの支え合いというものがなくては、持続可能な地域社会ができないという現状の中で、その役割分担をどのように、両者と言うと語弊があるかもしれませんが、特に住民の皆さんが納得をする中で作り上げていくのか、そこを私ども大変悩んでいまして、何か御助言いただけることがあればお願ひします。
- 中島委員長 県内でもいくつか事例があるのではないかと思うのですが、行政と地域住民という関係になるのか、地域の中で住民が自ら地域づくりしているところがあると思います。例えば長野市でいえば中条地区辺り、それから去年聞いたのですが、阿智村の前の村長の岡庭さんの時代には、地元で障がい者施設を地域で作った。地域で作った施設に対して行政は適切なサポートをしています。そこら辺を何というか、塩梅のうまさ岡庭村政の巧みさだったと思うのです。全て引き受けるわけではなくて、住民に返して、考える場も仕掛けも作って、ある程度いったら、じゃあ村が支援しましょうとそんなようなことをやられてきています。まだ本学も十分につかんでいないのですが、県内のいくつか成功事例、参考になるような事例があるのではないかと思うので、そんなようなところを、参考にしていただければと思います。
- 大月健康福祉部長 ありがとうございます。
- 中島委員長 それでは、説明事項イの「ヘルプマークの普及について」に行きます。よろしくお願ひします。

説明事項イ ヘルプマークの普及について 資料2の説明

- 中島委員長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。
- 黒川委員 黒川です。私たちは声を掛ける側なのですが、声を掛けられる側としては、こんなふうには声を掛けてほしいという、「声を掛けるなどの配慮お願ひします」とこのチラシにあります、具体的な「何かお困りですか」とか、「お手伝いできることがありますか」とか、そういう具体的な第一声みたいなものをここ宣伝するとみんな声を掛けやすい。どんな声掛けの方法がいいのか、どんなふうにしてもらいたいかは、その声を掛けてもらう方たちから聞いて、それで何かスポット的なCMみたいな、ポスターみたいなもので具体例が入るとみんなやりやすいのではないかと思います。
- 浅岡障がい者支援課長 ありがとうございます。参考にさせていただきます。実際にどういうふうには声を掛けたらいいかということで、迷っているということも考えられますので、いただいた御意見を参考にそういったことができればと思います。
- 黒川委員 私は声を掛けるのには慣れてるので全く問題なくできるのですが、こうい

う場から遠くてもその人たちが一步を踏み出せるような、具体的な例を再周知していただければ有り難いです。

- 中島委員長 そのほかいかがでしょうか。
- 大久保委員 大久保です。当事者の方もまだまだ知らない方が大勢いらっしゃるの、その周知を徹底していただきたいということと、他県なのですがこれを着けていたことで反対に犯罪に遭ったというニュースも目にしたこともあったので、その辺の危険性もまたいろいろ検討いただきたいです。このヘルプマーク自体が障がい者に限らず、本当に何かあったときに支援を必要としている方、ここにも書いてあります、妊娠初期であったり、ちょっと歩行が困難であったり、いろんな方が使えるということも多くの方に知っていただかないと、認知度がなかなか上がってこないと思います。当事者が知っていてもうまく回らないと思うので、その辺の広報をうまくやっていただけたらと思います。
- 浅岡障がい者支援課長 今までも周知には努めてまいりましたが、まだしばしば見掛けるというような形にはちょっとなっていないという現状だと思いますので、これからも周知活動には取り組んでまいりたいと思います。先ほど言われました危険性という部分については、どういったことがあるか、研究、検討させていただきたいと思います。
- 中島委員長 そのほかいかがでしょうか。この件についてはよろしいでしょうか。それでは、次に入ります。次に説明事項ウの「長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査結果について」に入ります。それではお願いいたします。

説明事項ウ 長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査結果について
資料3の説明

- 中島委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問、御意見はございますでしょうか。
- 小林委員 小林広美です。よろしくお願ひいたします。これだけの調査の中でいろいろ見えてくるものがあるかと思ひますし、項目分けはしてあるので、多方面に渡るかとも思ひますが、これらの結果で長野県としたらこの辺りが課題だといったことが見えてきている中で、何かこれからの施策に活かしていこうとか、どこでこのアンケートしたものを活用して対策を考えていくのかという辺りをお聞ひしたいです。
- 高橋次世代サポート課長 今、4月、5月としっかり対策を取らなければいけないということで、施策的な部分の検討もしております。御承知のように貧困家庭に対しての、例えば生活保護の制度ですとか、いわゆる生活保護まで行かなくても、それに準じる家庭ということで、義務教育段階ですと就学援助費とか、様々な家庭に対する金銭的な制度が出来て、ここ何年か充実してきています。あるいは先ほど地域福祉課からありました施策が届いていないグレーゾーンについても、生活困窮者の支援制度といったものが出来て3年ほど経ったという中で、やはり子供たちへの直接の支援が一番足りていないのではないかと思ひます。ここにあるように学習面での遅れが見られている状況があるのではないか、あるいは生活体験が足りてないのではないかといったと

ころはしっかりやってかないといけない。ただ、そういった状況が貧困世帯の子だけではなく、ごくごく普通の御家庭の子でも当然ありますし、子供に対する支援をもっと充実していく活動や学び、そういったものをしっかりやっていこうという中での今回の県の総合5か年計画の「学びと自治」というテーマがあります。当然教育委員会だけでなく、それぞれの部署がそういった観点で施策を充実させなければならないといった議論をしているところでして、事業の中で、それをどれだけ実現できるかといったところに取り組んでいます。

○中島委員長 そのほかいかがでしょうか。

○小野委員 小野でございます。詳細な調査、今拝見をして、なかなか身近なところだけでは扱い切れないような深刻な状況というものもこの調査の中で伺えるわけですが、貧困そのものに対する対応、特にこの中にもあるような教育、十分な教育を受けさせていくために、子供たちへの教育の投資というのは長野県の未来に、将来に関わってくる重要なところですから、こういったところに力を入れていくというのは非常に重要なところで、その裏付けとしての実態は非常にこの中から浮かび上がってきているかなと思うのですが、貧困に陥っている中からその状態の中で、どういうふうに手だてを講じていくかということも非常に重要だと思うのですが、この調査の範囲を超えている部分だとは思いますが、そういう状態に陥っているその世帯、なぜこういうことから抜け出せないでいるのかということの背景の分析がやっぱり必要なと思います。それが家族の構成であったり、先ほどもあったようないろいろな複雑に絡まってくる福祉の課題であったり、あるいは事業を行っている方の産業的な部分での、なかなかうまく回っていかない部分であるとか、そういうようなもの、貧困に陥っているところから自分たちが頑張って抜け出していくための手だてというのを講ずることで、貧困そのものに対する手立てというよりも、貧困そのものを少しでも改善していくために何が必要なのかなという、その根本的なところに対する手立てをどういうふうに行行政が講じていくかということについても、追求していくということが必要なのではないのかなというような気がいたしました。

○高橋次世代サポート課長 貴重な御意見ありがとうございます。回答にはなっていないかもしれませんが、スライドの18番のところであえて様々な支援策を充実してきていますという御説明をしました。そういった施策が本当に届いているのだろうかという問いを立てて、アンケートを分析したところ、生活困窮家庭という形で分類させていただいた方たちの中にも、「生活保護制度を知らなかった」、「利用の仕方がわからなかった」という回答がありました。次のステージに行くために、当然制度を使った上で次のステージに行った方がいいはずなのですが、そういった制度そのものがしっかり届いていない。先ほど地域福祉課からの地域福祉支援計画の説明の中でもそういったような発言がありましたが、施策がしっかり届いているか、あるいは要求されていないけれども周りの支援者の取組が届いているかといったことをしっかり見直していくことも、一つ私たちが常に頭に置かなければならないのではなからうかと思っています。

○小野委員 ここの世帯が経済的に少しでも向上するための一番は、就労の機会をきちんと確保していくということ、そういう家庭の収入を少しでも底上げをしていくという

ところが一番重要なところかなと思いますので、貧困そのものに対する対応と同時に少しでもその世帯の所得を上げていくための、その一番底の部分の部分を底上げしていく手だてというのを、これ厚生福祉行政に関わらず、そういうものを連携して取組として少しでも進めていくことが、こういう貧困家庭を少しでも減らすというところにつながっていくかなと思うので、よろしくをお願いします。

○中島委員長 そのほかいかがでしょうか。では私の方から、この調査の結果は最後に統計的な検定を掛けているのでしょうか。

○高橋次世代サポート課長 専門の調査会社に委託をして、データを見ていただくとエクセルの表グラフがあって、有意差がある項目とない項目という形で、有意差があるところについてコメントをしているという作りをしています。

○中島委員長 ではここに今、出てきている数字は基本的に有意差があると理解してよろしいですか。

○高橋次世代サポート課長 はい、そうです。

○中島委員長 わかりました。そのほかいかがでしょうか。

○綿貫委員 この子供と生活困窮のことについては本当に喫緊の課題というふうに思っていて、こんな具体的な実態調査をしていただいたんだな、有り難いなと思いました。先ほどの地域福祉支援計画と非常に共通部分が多いなと思うのですが、こういった隣のお宅とか地域の中で、本当にこういう実態があるということを知らないという現実はずごく大きいなと思います。私も自分が住んでいる所ですとか、仕事場に行っている所は田舎地なので、こういった実態はあまり関係がないのかなというふうに思っていたのですが、ある方にお聞きしたら全く関係ないわけではないということをお聞きして、この頃あります子ども食堂ですとか、そういった事業等をまず地域がその地域を知って、自らそういったことができるような環境というものを作っていかなければいけないのだということに改めて感じた次第であります。あと誰がどこでどう気付くかという、なかなかSOSを出せない、特に子どもの立場でSOSが出せないというところでやっぱり学校とか、保育園ですとか、そういった公共の場に行って相談員ですとか、そういった方々が逆に訪問をして、そこで課題を整理するか探っていくとかいうような横断的なそういう仕組みというのは、必要になるかなというふうに思いました。以上です。

○高橋次世代サポート課長 ありがとうございます。おっしゃられるとおりだと思います。教育委員会の担当課、心の支援課という課があって、そちらの方で今、力を入れているのが、学校と家庭をつなぐスクールソーシャルワーカーの重点的配置です。というのも、やはりそういった学校での気付きを、家庭あるいは地域でサポートしていくといった調整を行うことが大切な時代になってきているからこそ、そういった取組が行われているというふうに思っております。

○綿貫委員 もう一つ、フードバンク信州という活動がございますけれども、その活動もかなり生活困窮の御家庭等に関わっていらっしゃるようですが、こういったところへの支援、県としての支援というものはあるのですか。行政的な支援は入っているのですか。

○米久保こども・家庭課長 こども・家庭課長の米久保でございます。私どもの方で子ども

食堂を含めた信州こどもカフェという名前で子どもの居場所づくりの推進ということを取り組んでおりまして、そのそれぞれの県下 10 地域にプラットフォームということで、実際そういったものを取り組んでいただいている方ですとか、その中でのフードバンク信州さんもメンバーに入らせていただいている、いろんな横のつながりで子ども食堂、こどもカフェの支援ということでさせていただいております。そのそれぞれのプラットフォームの中での活動ということで、県としてそれぞれの物件費の方に補助をさせていただいているのですが、その中で子ども食堂あるいはフードバンク的な活動への一環として携わっていく人が関わっていたり、そういう直接的にフードバンクさんへの支援ということではないのですが、そういった形で協力させていただいています。

○高橋次世代サポート課長 追加させていただきますと、子どもの貧困の関係、長野県だけではなくて全国的な課題になっているということで、国は内閣府の方で税金ではなくて、もっと民間の寄附活動を活発にしてこの問題に取り組みましょうということで、子どもの未来応援基金という基金を作っています。その基金で集めたお金で様々な活動団体の助成しているのですが、フードバンクさんは昨年从那基金の助成を受けています。また、日本生命財団という財団がありまして、昨年はそちらの方でフードバンク信州さんが使われる冷蔵庫のような設備に助成していただいたりと、先ほども申しましたように税金で直接支援しているということではないのですが、様々な支援策を組み合わせながらやっております。実際フードバンク信州さんが食料品を集めるために「フードドライブ」という形を取られていますが、そういったときには各地域振興局なども協力させていただいているという状況です。

○綿貫委員 はい。ありがとうございました。

○中島委員長 それでは時間の関係もあるのでよろしいですか。それでは説明事項エの「長野県家庭的養護推進計画の見直しについて」に入ります。お願いいたします。

説明事項エ 長野県家庭的養護推進計画の見直しについて 資料 4 の説明

○中島委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

○西村委員 長野県児童福祉施設連盟の西村でございます。今回の都道府県計画、御覧のように 2 番の計画期間を見ていただきますと、現行は 2015 年、3 年前に実は始まったのが、3 年間でこれが終わってしまったわけなんですね。正直、テーブルを引っ繰り返されたような感じで、それまでに数年かけて各施設、県もそうですが計画を立ててきたものが、たった 3 年で終わりになり、見直しでまたさらにやらなければならない。非常に無力感を感じておりました。1 番の趣旨を見ていただきますと、昨年 8 月に新しい社会的養育ビジョンというものが出されましたが、皆さん御承知だと思いますが、これ単に報告書なんですね。報告書が当時の塩崎厚生労働大臣がお辞めになる前の日に出されたものであって、この報告書を受けて、さあ厚労省はどうしようかという話になって、非常に僕は政治的なことを感じているわけですが、決まったこ

とはしようがないのですけれども、正直1年延びましたので、これは良かったと思っております。3番の計画事項①から⑩まででございますが、是非ともまたこういう下線を引いた所につきましては本当に慎重にしていかなきゃいけないなというふうに思っています。先般ですね、国の方から県を通じて報告書が参りまして、是非、当事者、子どもたちの声を権利擁護の取組という形でも、声を聞いてほしい。施設や子どもたち、あるいは里親さんに行っている子どもたちの声、当事者の声を聞かなければいけないのではないかとこのように思っております。それからそれも分科会の中の委員でございますけれども、施設関係者、里親の皆様、いろいろと多岐にわたっておりますので、僕は、これは非常に有り難いと思っております。全国的には分科会が開催されている所はほとんどございませぬけれども、一番先行しているのは実は聞いたら、大阪府が非常に進んでいるというふうに聞いておりますが、急ぐことはないというふうに思っておりますが、是非とも慎重にいろんな面から情報集めながら多角的にお願いしたいというふうに思っております。話が戻りますが、社会的養育ビジョンに示された数値目標というものがございました。これはやっぱり福祉の現場を預かる者として数字目標ありきであってはいけないと思っておりますので、なるべく子どもたちを例えば里親さんに行く、あるいは施設にいる子どもたちは3年間で出してしまうというような無茶な数字を設ける動きもございましたので、是非ともその辺は私個人としても長野県は数値目標を設けていただきたくないというのが実情でございます。以上でございます。

○中島委員長 これについて何かないでしょうか。

○米久保こども・家庭課長 はい。まず今回の計画の策定に当たりましては、当事者である子どもを始めとしたしまして今、お話ございましたように児童養護施設ですとか、あるいは里親の皆様からの声をしっかりと聞かせていただきながら、長野県の社会的養育がどうあるべきかというあり方を検討していただきたいと思っております。また数値目標につきましては国の策定要領の中でも、国の数値目標を十分に念頭に置きとはありますけれども、まずは子どもの利益を実現するためにどうすべきかということで、しっかりと検討をその中でしてまいりたいと考えております。

○中島委員長 数値目標は、前の計画の時はそれなりに実現可能な数値を選んだと聞いています。今度のものは最初見た時にちょっと驚きました。これは本当にできるのかと。ですので、そこら辺のところは是非慎重にさせていただきたいと思えます。

○米久保こども・家庭課長 国の数値は、念頭には置きつつも長野県としてはどうあるべきかということをしつかりと考えてまいりたいと思えます。

○中島委員長 それぞれ地域ごとの成り立ちの差があると思うのでその点はぜひお願いします。そのほかはありますか。はい。

○萱津委員 社会福祉士会の萱津です。3番の計画に定める事項の中で、⑩で児童相談所の強化等に向けた取組で、児相のワーカーの抱えているケースと、それから24時間365日連絡が取れる体制を取っているのは全国でも本当に数少なく、長野県はやっています。それを考えると児童相談所の児童福祉司のワーカーもやっぱり配置をもう少し手厚くしていただきたいということ、それできれば専門職の採用ということも考えていただきたいということを思えます。特に虐待は長野県も虐待通報は増えていま

すし、全国でもそうですし、1歳になる前に死亡していく子供たちが半数以上いるということを考えると、できるだけ子供の利益を優先して保護すると同時に、やはり親に対しての子育ての支援ということが並行して行われないといけないと思います。そこをできるだけそれぞれの専門職、医療的知識もそうですし、ソーシャルワークもそうですが、できるだけそういう連携を取っていけるような、もう少し余裕のある配置を検討していただければと思います。以上です。

○米久保こども・家庭課長 はい。児童相談所の強化についての御意見ですが、児童相談所の児童福祉司につきましては昨年、それから今年も増員してまいりまして、また来年に向けましても増員をしてまいりたいと考えております。児童虐待が昨年、児童相談所で相談を受け付け対応した件数が2048件、新規にございまして、6年連続で増加しており、統計を取り始めて以降、最多ということで大変厳しい事態と受け止めております。ただいまお話のありました0歳児の虐待死でございますが、今年から予期しない妊娠をした女性に対する相談ですとか、あるいは妊娠期から出産、子育て期までの支援体制につきましましてプロジェクトチームを作って産婦人科医会や社会福祉士会さんも御参加いただきまして、そういった県全体の支援体制を検討しております。こうした体制をしっかりつくってまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○西村委員 今回のことに関係して国は5年間で児童相談所の職員を2000人前後増やすというふうなことをせっかく国はしていますので、是非とも長野県もどんどんそこは手厚く配置していただければと思います。先ほどもお話にありましたが専門職という意味では弁護士さんであるとか、医師、例えば保健師さん、そういう方々がすぐに児相と連絡取れるような体制があると、もっともっと機能が発揮されるんじゃないかなと思っています。

○米久保こども・家庭課長 はい。国の方では強化プランが年内に示されるというふう聞いておりますので、長野県としましても特に現行の取組に加え、そういった内容も含めてしっかりした体制を関係する皆様と一緒にとってまいりたいと思っております。

○中島委員長 では時間もありますので次にまいります。次に会議事項(2)の審議事項ア「介護医療院の基準に関する条例について」に入ります。本件は平成30年1月に当審議会に諮問され、具体的な検討は高齢者福祉施設基準専門分科会において審議を行っていただいております。分科会での審議内容について、高齢者福祉施設基準専門分科会の委員として審議に参加されてきた当審議会の小林委員から御報告をいただき、答申の方向性を確定していきたいと思ひます。資料はお手元の資料5です。それでは小林委員さん、よろしくお願ひいたします。

審議事項ア 介護医療院の基準に関する条例について
資料5の説明

○中島委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ありましたらお願ひいたします。

○萱津委員 介護医療院というのは、医療的ニーズが高い方が入られるので、ある程度様々なリスクが高いということだと思います。ですから、運営基準の中の一番下の「記録

の整備」で、事故等の記録を2年ではなくて5年として、ある程度のところの記録はきちんと取っておくということ判断されたところは、とても大事なことと思います。いろんな医療機器を付けている方たちがとても多いことから考えると、そのところはリスクがかなり老人保健施設より高くなるだろうと思っています。それとあともう一つは、県の農畜産物とか、内装材というところも確かにいいと思うのですが、もう一つ考えられるのは医療的ニーズが高いがために、生活のプランとしてケアプランがどうしても医療的なものが先行するのではないかなという不安がありまして、その中にあってもその人の望む生活が少しでもできるようなものを、長野県独自として、もし加えていただけるのでしたら加えていただける方が、人生の最後において、医療ですべてを見るのではなくて、プラス生活、その人の希望の生活が多少なりともできるというところに重点が置かれるとありがたいなと思っています。つまりサービス計画とか、サービスの取扱いとか、方針、サービス提供の所においてそれが少しでも反映されるといいなと感じます。以上です。

○中島委員長 修正というか、追加ということでしょうか。

○萱津委員 どちらかという希望です。

○中島委員長 それを入れてほしいというところまではいかないということですか。

○萱津委員 可能であれば介護医療院サービスの取扱方針のところと施設サービス計画のところ、医療先行ではなくて、生活を見据えた個別支援計画が反映されると有り難いという希望ですが。

○小山介護支援課長 介護支援課長の小山でございます。萱津先生が御指摘のとおり介護医療院はそもそも成り立ちが、介護療養病床の廃止に伴って医療的なケアが必要の方に対して、生活の場としてのケアを提供していくということで、介護医療院そのものの存在がもう既に生活の場ということが重要視されて制度設計をされているところです。したがって、条例にその旨を書き込むということではなくて、今後、増えていく介護医療院の皆様に対して、そうした位置付けをしっかりと県としても周知をしていくということで、そうした患者さんのニーズにしっかり応えるような生活の場、また医療的ケアを提供していく場であるということ徹底させていただきたいと、条例に書くというやり方ではなく、そういうことで御理解をいただければと思います。

○中島委員長 いいですか。

○萱津委員 はい。

○中島委員長 そのほかいかがでしょうか。

○小野委員 質問も兼ねてなのですが、運営基準の中の参酌すべき基準の中で、サービス提供困難時の措置があるかと思えます。国の基準の参酌すべき元の基準を把握しないでの質問で恐縮ですが、これについては提供が困難な場合についてはどのようなことを講じることとなっていて、それに対して長野県の場合、基準のとおりになっているのかということをお教えいただければと思います。

○小山介護支援課長 すみません。どこの箇所でしょうか。

○小野委員 資料の最後の2番の参酌すべき基準のところの。

○小山介護支援課長 大変失礼いたしました。条例の本文案をお付けしてあれば一番良かったのですが、条例においては、必要な医療の提供が困難な場合等の措置等というこ

とになっておりまして、介護医療院におけるドクターがその当該施設内で入所者さんの病状からみて、必要な医療を提供することが非常に難しいといったような場合を対象としてございます。その場合は、他の医療機関に適切に入院等の措置を講じるということを規定してございます。

- 小野委員 そうすると介護医療院において提供するべき医療のレベルが、通常の医療、通常の病床において提供の方が適当だというようなレベルにおいて提供できないという場合のことでいいでしょうか。
- 小山介護支援課長 そうですね。基本的に入所される方は、慢性期の患者さんを想定しているのですが、急性期、容態が急変されたとか、著しい病状の変化があったとか、そういう場合を想定してございます。
- 小野委員 ちょっと私、基本的な所で少し取り違いしていたと思うのですが、まずそもそも入所の段階において、この介護医療院の県内での需給の状況、詳細には承知してないのですが、入りたいのだけれど入れない。適用とすれば介護医療院における医療的なケアが相当であるというような場合においてサービス提供が困難である、逆に入る段階において困難である、というような場合においての対応というのは何かフォローすべきものがあるのでしょうか。
- 小山介護支援課長 恐らく、今、委員がおっしゃられたのは、入所の段階でそもそも医療的な病院が提供する医療では、患者さんをケアすることができないのです。そういう場合は、そもそも入所決定ということには多分ならないと思うので、その辺は入所拒否ということにも多分ならないでしょうし、適切な医療機関をかかり付けの主治医の先生なりが御紹介をしていくということになるかと思えます。
- 小野委員 医療については、当然義務があるので、必要な医療を受けたいからといって拒否されることはないと思うのですが、介護医療院として必要とされる医療的ケアを、必要としているそういう利用者が施設を利用したいというふうな要望をしたときに、例えばそういうようなときに受けることができない、こういったものは提供困難という、ここでいうところの提供困難というものは意味合いが違うと思うのですが、こういった場合に例えば代替できるような、例えば、老人ホームであっても訪問看護ステーションに併設されているような外部で対応するとか、何がしかの代替できるような措置を講ずるということについて条例の中で定めていけば、一杯であっても何がしかのそういう提供の場というものが用意いただけるんだなというように安心できるかなと思うのですが。
- 小山介護支援課長 その点については、これはあくまで介護医療院の基準に関する条例なものですから、そもそも介護保険法の基本理念の中にはサービス提供を拒否してはいけないということが大前提としてあって、ただ満床等の理由で入所していただくことがかなわない場合には、それはケアマネさんなり、関係する方たちが、その方の一番良いケアのあり方を考えて、提供をしていくということだと思います。ここの条例の中にその辺のことをちょっと規定するというのは、あくまで基準に関する条例なので、なかなかテクニカルな部分でちょっと非常に難しい部分があるかなと思います。
- 中島委員長 施設の各々の基準だからここには書き込めないけれども、今、委員からあったようなことがある場合は。

- 小山介護支援課長 そうですね。そうしたところは委員御指摘のようなことも十分考えられるので、それは関係するケアマネさんなり、関係者がしっかりその方のことを考えてケアをしていくと、またプランを作っていくと、そういうことだと思っています。またそういうことが行われるものだと我々は考えております。
- 中島委員長 受給計画の中で、今バランスは取れているのですか。
- 小山介護支援課長 はい。療養病床については医療、介護、トータルでいったりきたりしているのですが、現在、介護療養病床が 900 床ほどございます。トータル的には不足をしているという状況には現状ないと考えております。
- 中島委員長 小野委員、よろしいですか。
- 小野委員 多分、統計的にそういうところだと思いますけれども、いろんな場面においてそれぞれ皆さん個人の立場で周囲を見回すと、なかなか医療的なケア、本当にケアが必要なために、通常のケアが受け入れられないケースが多々あるかなと思ひまして、そういう場合はいろいろ皆さん御苦労されている中で、介護医療院は重要な役割を果たす所かなと思ひているものですから、その中におっしゃるように施設そのものの基準なので、理念的なことですか、入所段階でのテクニカルなところというのはなじまないかなと思ひますので、そういう部分に対して対応すべき何らかの行政としての手だてを、この条例以外の所でフォローするということは重要な部分かなというように思ひます。
- 小林委員 介護支援専門員協会の小林です。今回の制度改正の中では、「医療と介護の連携」ということがすごくうたわれていて、医療制度の方で、医療報酬も介護報酬も同時改定になった中、退院していく患者さんについてのカンファレンスの充実ですとか、連携の充実ということが大変うたわれていて、退院していくに当たっては、最低でも 1 回、多ければ 3 回ぐらいの会議が開かれている中、この方が地域に戻っていく上では、どんな方向性に持っていくのが一番いいだろうかという検討をするようにという形の介護保険と医療保険の制度改正になっているので、そこのところをもう少し実態的に充実していけるような形になるといいのかなというふうに思ひますので、介護支援専門員の方たちと、今度は、それはどういうふうにしていくかということ、また、今、各地域の中で昨年度ぐらいまでに連携マニュアルみたいなものも各地域作ってはいるのですが、今年度からその所が本格的に稼働していったりするところだと思うので、それがうまく稼働しているかどうかといったところや、うまく稼働してないかといったようなところを、また県の方でバックアップしていただければいいのかなと思ひます。
- 中島委員長 そろそろ予定している審議時間に近づいていますが、この件について御意見ある方いらっしゃいますか。今までのお話を伺っている中では、原案に特に異論はないと思ひますけれども、いかがでしょうか。当審議会として分科会の方向に沿って答申をしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 中島委員長 はい。それでは異議なしと認めます。御了承いただきましたのでそのように決定いたします。答申案の作成、提出につきましては、委員長に一任いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

- 委員一同 異議なし。
- 中島委員長 御了承いただきましたのでそのように取扱いをさせていただきます。最終的な答申の内容につきましては、後日、委員の皆様へ送付させていただきます。本日予定した会議事項は以上です。

4 その他

- 中島委員長 そのほかのことについて何かあれば、いかがでしょう。
- 綿貫委員 このほどちょっとマスコミでも取り上げられています障がい者雇用の水増しについてですが、是非ともですね知的障がいの方、それから精神障がいの方も含んで、障がい者雇いを速やかに進めていただきたいなという要望でございます。以上です。
- 大月健康福祉部長 ただいま綿貫委員から御指摘の点についてですが、直接所管するのは総務部になりますが、私どもも障がい者雇用に関して、県全体として進めていくべき立場ということで、今回の障害者雇用率の不適正な算入誤りについては、おわびを申し上げたいと思います。そうした中で総務部と私ども健康福祉部で一体となりまして、特に私ども平成19年から知的障がいの方、さらにその後、精神の方も含めて大勢の方を雇用してきております。その中で培ったノウハウを、現時点では健康福祉部、あるいは健康福祉部の別機関であります保健福祉事務所での勤務という形になっていきますので、これをきちんと県庁全体としてやはり受け入れる態勢を作っていくということが必要と認識しておりまして、来年度に向けて総務部とも連携しながら、私どももしっかりノウハウで応援をしながら、県庁全体では綿貫委員からお話があったような形で受入れをさせていただくべく、しっかり取り組んでまいります。よろしくお願ひします。
- 綿貫委員 お願いいたします。
- 中島委員長 是非、長野県がモデルになって進めてもらえればいいのではないかと思います。
- 綿貫委員 そうですね。是非。
- 中島委員長 そのほかいかがでしょう。
- 黒川委員 黒川です。一昨日、厚生労働省から地域医療を担う医師の養成について新しいプランが発表されているのですが、長野県も県の就学資金で養成している医学科の学生が何人かおります。それで彼らのキャリアの形成に是非、この社会福祉審議会で話し合っているような内容を学生の頃から周知して教育することによって、長野県に残る、長野県の事を考える医師が養成できて、彼らへき地に行くだけではキャリア形成が成り立ちませんので、行政のことも勉強させていただいて、いろんな分野、福祉の人たちとも一緒に働いていく、そういう医師の新しい働く時代が来るっていうことを、長野県の独自の彼らのキャリア形成のプランの一案として御検討を始めていただけないかと、いつも大月さんとは医師確保対策室の方と一緒にお仕事させていただいておりますので、ここはここ、医師確保は確保だけじゃなくて、もう本当にいろんな

所から一緒に話し合っ、若い人たちをもっと取り込んでいかないと、その方がうまく世の中よく回っていくのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

- 大月健康福祉部長 ありがとうございます。信州大学さん、そして黒川委員には、特に就学資金、現在、長野県では年間 20 名の医学生の方に就学資金を貸与して、将来長野県で働いていただくということで今、育成をさせていただいているのですが、今、黒川委員、御指摘の点、非常にもっともな点だと思っております。私が一番、健康福祉部長としてお願いしているのは、自分のところは自分のところではなくて、今、正に県は共生社会、地域共生社会づくりを目標にして進んでいるわけですので、その連携をということで様々な面で連携をお願いしていますが、医師の養成というところまでは、私、正直言って思いが至りませんでした。今、確かに御指摘のように、こうした審議会の議論、あるいは福祉関係者の皆さんと医学生がきちんと若いうちに意見交換をし、現状を踏まえて、医療だけが独立するということはありませんので、地域の中でどんな医療が求められ、どんな支援が患者、あるいは障がいがある人、高齢者の方が求めているか、それを知ってもらう意味で非常に大きいと思いますので、是非そういった方向で、医師のキャリア形成を長野県として応援できるようにしますので、また信州大学さんとしても是非、御支援をお願いします。ありがとうございます。
- 黒川委員 1、2、3年目くらいが大変興味があるのですが、4年生になって臨床実習で病棟に出るともう一気に集中しないといけなくなってしまいますので、低学年のうちに、この間、車椅子で出掛けて本当に心配したんですけども、そういうチャレンジ精神といいますか、やっぱり若い人は若い人なりに世の中を捉えているので、そこをもう少し私たちもくみ取る努力が必要ではないかなと思います。
- 中島委員長 はい。ありがとうございます。そろそろ予定した時刻になりましたので、特にということがなければこれで終了にしたいと思います。よろしいですか。それでは進行を事務局にお返しいたします。
- 高池企画幹 ありがとうございます。中島委員長始め、委員の皆様には、熱心に御審議をいただき誠にありがとうございます。本日の議事録ですが、作成に当たりまして内容の確認を 11 月下旬頃に皆様にお送りする予定でございますのでよろしく願いいたします。また今年度の社会福祉審議会は、年度内にもう 1 回開催する予定でございますが、開催日につきましては、改めて御通知をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、平成 30 年度第 1 回長野県社会福祉審議会を終了といたします。本日は誠にありがとうございました。

5 閉会